

平成20年度予算概算要求等に係る事前評価書

平成19年8月

政策名	3. ものづくり・情報・サービス産業政策		
施策名	19. 化学物質管理		
主管課名	製造産業局 参事官室、化学物質管理課	主管課長名	製造産業局参事官 井内 摂男 化学物質管理課長 獅山 有邦

施策目的 ※長期的インパクト	予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する。
施策目標・指標 ※中・短期的なアウトカム	施策目的の実現に向けて、さらに具体的に「Ⅰ. (狭義の)化学物質管理分野」、「Ⅱ. 化学物質危機管理分野」、「Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止分野」の3つの目標をたてて実現を図ることを目指す。 <u>Ⅰ. (狭義の)化学物質管理分野</u>「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」 (1)施策目標 様々な便益をもたらす化学物質の活用による産業の活性化や生活の質的向上が実現すると同時に、人の健康や環境生物の生息に対する化学物質の影響が適切にコントロールされるよう、その科学的・国際的な動向と整合させつつ、①我が国における化学物質上市前事前審査・使用規制、自主管理、情報開示等の法的枠組を整備・運用すると共に、②その基盤となる科学的知見を充実させ、それを基に国内外の産業、行政、市民等関係者においてリスクベースの考え方や手法を浸透させることにより、企業等における化学物質の適正管理を促進する。 (2)指標等 ①化学物質審査規制法施行に伴う各種審査件数等 ②化学物質排出把握管理促進法施行に伴う各種届出件数等 <u>Ⅱ. 化学物質危機管理分野</u>「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」 (1)施策目標

	「化学兵器禁止条約」の国内実施法である化学兵器禁止法の的確な執行を図るとともに、条約上の産業検証制度についての国際交渉に参画し、条約の主要な締約国としての責務を果たすとともに、我が国にとっても脅威である化学兵器の拡散への対抗措置を実施する。また、戦争やテロに対応する「国民保護措置」の実施に伴い必要とされる施策を講じるとともに、化学プラントにおけるテロなどの人為的な脅迫・破壊行為に対応する危機管理体制の構築について平成21年度までに具体化を図り、国民の安全・安心を確保する。 <u>(2)指標等</u> ①化学兵器禁止法に基づき国際査察立会い又は立入検査を実施した事業所数 <u>Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止分野(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」</u> <u>(1)施策目標</u> 「モントリオール議定書」に基づくオゾン層破壊物質を削減すべく、またその代替のために導入された代替フロン等(京都議定書対象物質)が抱える地球温暖化効果を防止すべく、産業界の取組と連携して、種々の排出抑制策を講じる。 具体的には、オゾン層保護法に基づき、オゾン層破壊物質の生産量等の段階的削減をモントリオール議定書のスケジュールどおりに実施する。また、代替フロン等3ガスの排出量を、京都議定書目標達成計画の目標である、基準年総排出量比+0.1%程度の排出に抑える(目標達成計画については、来年に向け、現在見直しを実施中)。 <u>(2)指標等</u> ①オゾン層保護法施行に伴う対象物質削減状況及び各種登録件数等 ②地球温暖化防止に係る代替フロン等3ガス排出状況
施策の必要性 ※施策の背景、 行政関与の必要性	化学物質は、2005年時点において約2800万種類存在すると言われており、あらゆる産業の製造プロセスや製品にとって不可欠なものであり、その特性から、国民生活の質的向上に不可欠な機能、品質等を製品に付加している。他方、化学物質の中には固有の有害性を有するものが存在し、一面では人の健康、環境に甚大な影響を与え得るものと言える。このため、健全な社会経済の発展のためには、化学物質の製造、使用等についての適切な管理・監視が求められ、過度の規制により経済合理性を害することなく、科学的知見に基づく効率的な化学物質管理体制を構築することが重要である。具体的には、これまで化審法が規制対象としていた市場投入前の蛇口規制のみならず、より一層、化学物質のライフサイクル全体を考慮した対応を行っていく必要がある。これにより、社会における安全・安心の確保を大前提としつつ、化学物質に関連した適正かつ効率的な事業活動を促すとともに、様々なイノベーションの創出を可能とする事業環境の実現を目指す。 <u>Ⅰ. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」</u> <u>(1)背景</u> 化学物質は、国民生活や産業活動に不可欠である一方、過去の水俣病等に代表されるように、取扱を間違えると人健康等に不可逆的な影響を与える可能性がある。一方で、個々の物質が持つ長期慢性毒性といった人健康等のリスクに関する知見は必ずしも十分に得られていないのが実状。また、上述のWSSDや、2004年に発効した「残留性有機汚染物質規制条約(POPs条約)」等、国際的な対応も求められて

	いるところ。このような状況を踏まえ、国内外における化学物質に起因する安全・安心問題に適切に対応するためにも、化学物質の適正管理への取組は各国共通の政策課題となっている。 <u>(2)行政関与の必要性</u> 化学物質安全は企業にとって典型的な外部不経済であることから、化学物質に係る安全・安心を確保するためには、外部不経済を内部化し、化学物質の適正管理を実現しなければならない。このためには、当面は、国が関与する形で、市場の欠陥を是正するための何らかのルール・規律を構築し、これを企業が実態経済の中で適用していくことが必要である。 また、過度に化学物質を忌避するのではなく合理的な対応を実現するためにも、中立的な立場である国が中心となって、化学物質のライフサイクルを通じた人健康等のリスク把握といった客観性のある科学的知見の充実を図り、併せて、国、地方自治体、企業及び国民の適切な役割分担を構築していくことが不可欠である。 <u>Ⅱ. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」</u> <u>(1)背景</u> 貧者の核兵器とも称される化学兵器の廃絶・不拡散のため、国際的に化学兵器禁止条約に基づく厳格な措置が講じられているところであり、特にサリン事件を経験した我が国としては、これらの措置を通じた化学テロの防止も切実な課題である。 また、戦争やテロへの対応の観点から平成16年に制定された国民保護法においても、化学プラントへの攻撃による災害の発生又は拡大を防止するための備えが求められているところ。 <u>(2)行政関与の必要性</u> 経済産業省は、化学兵器禁止条約の国内実施のための化学兵器禁止法の所管省庁として、化学兵器禁止条約による国際査察、同条約の解釈・運用、実施体制の整備等、産業検証制度に適切に対応する必要がある。また、国民保護法に基づく経済産業省国民保護計画では、戦争やテロなどの緊急事態において経済産業大臣は化学プラントに対し、安全確保措置の要請や操業停止の命令を行うことと規定されている等、まさに行政が担うべきものとして各種の措置が講じられている。 <u>Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」</u> <u>(1)背景</u> オゾン層の破壊による紫外線影響は皮膚ガン等を誘発する要因の一つとされており、オゾン層保護対策として、モントリオール議定書に基づく特定フロン等のオゾン層破壊物質の生産量の段階的削減等が国際協調の下実施されている。 一方で、特定フロンの代替物質である代替フロン等は、温室効果ガスとして京都議定書対象物質となっており、京都議定書目標達成計画に基づく代替フロン等3ガスの排出抑制対策を行うことが必要となっている。 <u>(2)行政関与の必要性</u> オゾン層破壊、地球温暖化に影響を与えるフロン類の排出抑制については、人類全体に関わる問題であり、国として国際約束を履行する義務がある。また、情報量の欠如、膨大なコスト等の要因のため、市場や企業の自主的取組のみに委ねていては、フロン類等大気中への排出抑制が効果的に進まないことから、行政による関与が求められている。
--	---

施策目標実現
へ向けた
取組の全体像

各々の分野における施策は、基本的には、国際条約等に基づく個別法令による規制対応をその根幹とするが、
 ①規制法のみならず、ガイドラインや規格制定等も含めた枠組み整備
 ②企業等によるルール遵守に向けた個別法令の執行管理
 ③これらを合理的に実行しうるための基盤整備(各種調査事業、リスク評価技術等の技術開発、有害性情報等の整備等)
 ④自主的取組促進等の企業指導・支援
 ⑤関連する国際機関・条約への対応
 といった要素に対応した以下の個別事業を実施しているところ。

I. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」
 (関連法令)

- ・化学物質審査規制法(化審法);(環境省・厚生労働省共管)
- ・化学物質排出把握管理促進法(化管法);(環境省共管)

(1)化学物質有害性・リスク評価基盤整備

- ・化審法試験方法の国際調和推進
- ・化学物質の有害性評価・リスク評価管理のための基盤情報の整備及び評価スキームの確立
- ・内分泌かく乱作用評価のための基盤情報の整備及び国際標準化推進

(2)化学物質規制対策事業(化審法施行関連)

- ・第一種特定化学物質含有製品等安全性調査事業
- ・高生産量化学物質の国際共同安全性評価
- ・残留性有機汚染物質対策

(3)化学物質総合管理対策(化管法施行関連)

- ・化学物質評価・管理に係る国内外調査
- ・化学物質排出量等データ分析事業
- ・化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)対応物質指定に関する調査及び有害性情報の基盤整備事業

(4)化学物質総合管理評価プログラム(研究開発)

- ・化学物質の最適管理を目指すリスクトレードオフ解析手法開発
- ・構造活性相関手法による有害性評価手法開発
- ・ナノ粒子の特性評価手法開発(ナノテクノロジープログラム(再掲))
- ・有害化学物質リスク削減基盤技術研究開発
- ・石油精製物質等簡易有害性評価手法開発
- ・アスベスト含有建材等回収・処理等技術開発事業

Ⅱ. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」

(関連法令)

- ・化学兵器禁止法

(1)化学兵器禁止条約産業検証関連調査

(2)化学物質危機管理対策事業

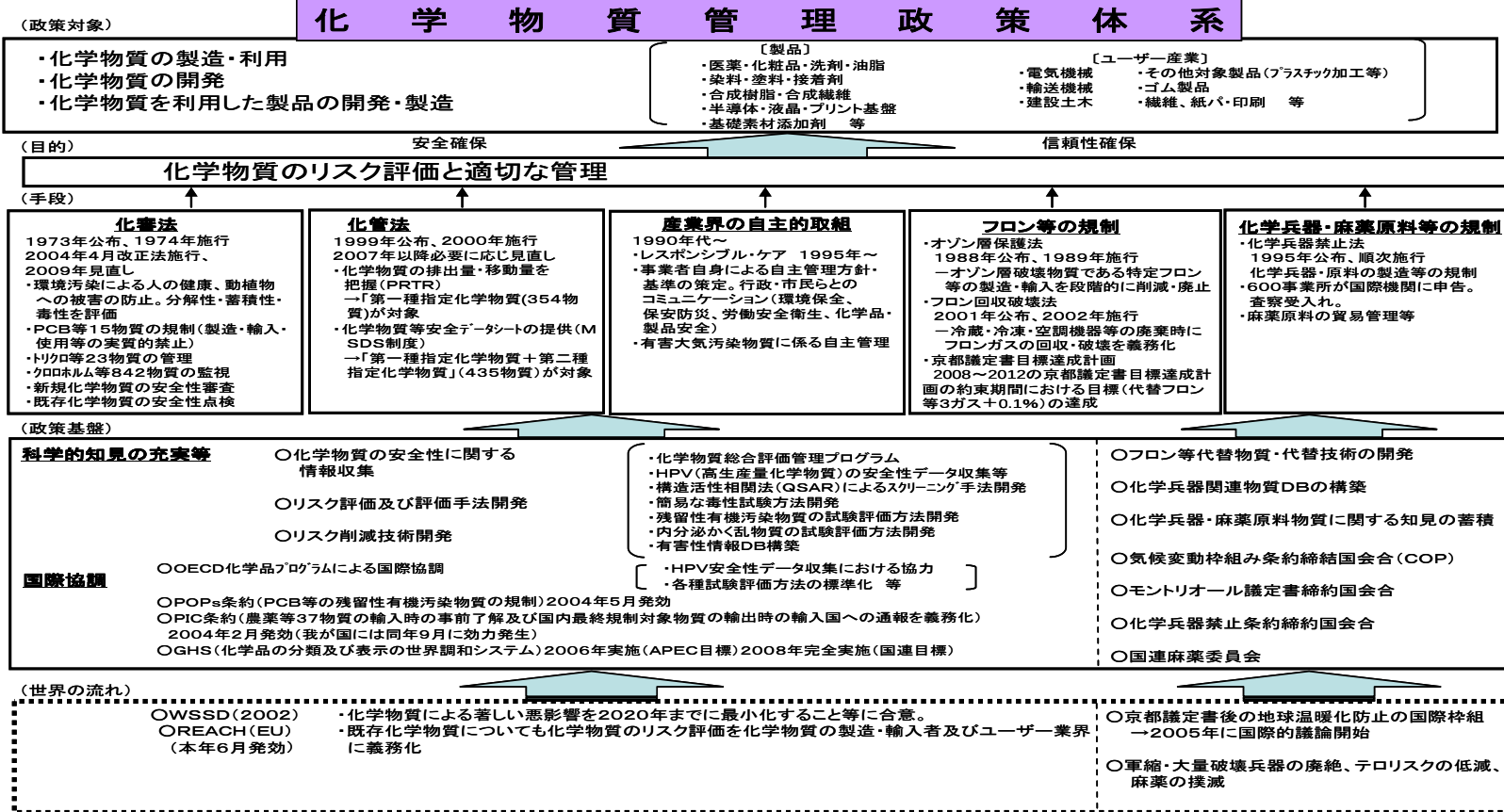
Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」

(関連法令)

- ・オゾン層保護法
- ・フロン回収破壊法;(環境省共管)

(1) フロン対策調査等事業

(取組の全体像)



施策の実施状況

《施策開始時期～終了予定時期》
昭和48年～

《各種指標等》

I. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」

①化学物質審査規制法施行に伴う各種審査件数等

新規化学物質届出件数(年度)

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
292	362	426	443	482

少量新規化学物質申出件数の推移(年度)

H14年	H15年	H16年	H17年	H18年
11763	13087	14823	15923	17687

②化学物質排出把握管理促進法施行に伴う各種届出件数等(年度)

年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
届出事業所数	34,820	34,497	41,075	40,331	40,823
届出総排出量(ト)	312,794	290,398	291,335	269,558	258,677
届出総移動量(ト)	216,388	210,143	235,406	229,124	230,956
1事業所あたりの平均排出量(ト)	8.98	8.42	7.09	6.66	6.34
1事業所あたりの平均移動量(ト)	6.21	6.09	5.73	5.68	5.66

Ⅱ. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」

①化学兵器禁止法に基づき国際査察立会い又は立入検査を実施した事業所数(年度)

	H15年	H16年	H17年	H18年
事業所数	39	39	33	23

Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)

①オゾン層保護法施行に伴う対象物質削減状況(年度)

<ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量推移(単位:ODPトン)>

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
4,141	4,152	3,633	3,899	3,531	3,500	2,907	2,811	1,473	1,118	754

- *規制開始は平成8年度から
- *消費量＝生産量＋輸入量－輸出量
- *HCFC以外のオゾン層破壊物質については、すでに全廃している。

<全オゾン層破壊物質の原料用途製造確認件数(単位:件)>

H14	H15	H16	H17	H18
30	32	20	48	90

②温暖化防止に係る代替フロン等3ガス排出状況(年度)

<代替フロン等3ガスの推計排出量推移(単位:百万トン-CO2)>

H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
51.2	51.8	50.1	45.3	38.7	34.0	28.8	25.1	23.5	19.3	17.2	16.6

《投入コスト》

	H18年度	H19年度	H20年度
総予算執行額(億円)	10.2	11.8 (予算額)	10.2 (見込額)

※総予算執行額は、施策の各年度における事業構成(前年度の事前評価書)に基づいて集計された額であるため、予算要求書における額とは必ずしも一致しない。

※平成18年度の執行額は、34施策への整理が未実施であったため、参考値として記載する。

※総予算執行額には、独立行政法人運営費交付金事業及び再掲事業、共通管理経費、事務費を含まない。

平成20年度における施策の展開

I. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」

昭和48年に制定された化学物質審査規制法は、新たに開発された化学物質の市場導入前の安全審査や有害物質の製造規制等を目的とした世界最初の化学物質規制法であり、米、EU等諸外国において同趣旨の規制法の整備が行われる契機となった。その後、我が国においては、累次に亘る制度の見直しや新たな制度の制定等により、化学物質審査規制法に基づく市場導入前の事前審査規制等の高度

	化や、化学物質排出把握管理促進法に基づく排出把握管理等の自主管理の促進等が進められているものの、①化学産業だけの問題からサプライチェーン全体への政策領域の拡大、②ハザードベースの規制からリスクベースでの管理への政策領域の深化、③新規化学物質届出等の増大化、④ナノ粒子安全性問題等新たな課題の出現、⑤欧州の新たな化学品規制であるREACHや国連主導の化学品分類調和システム(GHS)の影響、といった化学物質を巡る環境変化に直面している。 このため、これらの状況変化に適切に対応するべく、昨年度開催された産業構造審議会化学物質政策基本問題小委員会において、2020年を視野においた長期的な化学物質政策の在り方の検討、特に化管法及び化審法の制度見直しを念頭においた検討を行ったところ。平成20年度要求に当たっては、これらの状況を踏まえ、以下の個別施策の改善・見直しを行う。 《予算》 - 条約事務局経費分担金、研究開発事業を増額要求するとともに、化管法及び化審法の適切な施行に必要な事業について、平成21年目途の両法の制度見直しを見据えながら着実に実施する。 《法令・ガイドライン》 - 施策目的で掲げた化学物質のリスクとベネフィットを適切にコントロールしていくことを実現する観点から、化管法及び化審法について平成21年を目途に見直しに向けた検討を行う。 <u>Ⅱ. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」</u> これまで我が国の化学プラントは、環境保全・産業保安面において、法令による規制と自主的管理により世界最高水準の汚染・事故防止措置(安全管理)を実施してきた。しかし、近年のテロ・リスクの増大に伴い、今後は、化学兵器禁止法の的確な施行に加え、テロなどによる脅迫・破壊行為を想定した化学プラントの体制・装備の強化といった危機管理(被害管理)対策を実施していく。 《予算》 - 化学プラントの危機管理体制の構築に向けた「化学物質危機管理対策事業」等を着実に実施する。平成20年度においては、危機管理関連省庁と産業界との連携をより具体的に推進していく。 <u>Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」</u> オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、平成18年通常国会にて、フロン回収破壊法改正が行われたところ。現在、円滑な施行に向けた周知普及等を重点化しているところ。 また、フロン分野における温暖化防止を更に促進する観点から、事業者取組支援策等についても強化を行う。 《予算》 - 温室効果ガスの削減効果が高い代替フロン等3ガスの排出抑制対策を強化するため、既存のフロン対策関連調査事業を整理・統合し、フロン対策調査等事業として新規要求。
--	---

	《法令・ガイドライン》 ・フロン類の回収を徹底し、手続や関係者の役割をより明確化するために平成18年に改正したフロン回収破壊法の普及のための説明会等を実施する。
施策の 有効性・効率性 ※施策効果 ※施策効果と施策 コストとの関係、他 の施策手段との比 較等	《施策効果・有効性》 <u>I. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」</u> 化審法においては、平成18年度で1万7千件を超える新規化学物質が市場上市前に適正に審査され、更に、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等15物質の第一種特定化学物質、トリクロロエチレン等23物質の第二種特定化学物質、シクロドデカン等28物質の第一種監視化学物質、クロロホルム等882物質の第二種監視化学物等に対する各種の管理・監視を実践している等、化学物質に係る環境の汚染の防止に大きく寄与している。 また、化管法においては、平成17年度でトルエン等354物質に対し、全国約4万1千事業所が排出把握管理を行っており、更に435物質について化学物質の安全性評価データシートを商取引において提供することを義務づけ、事業者の自主管理を促進することに大きく寄与している。 <u>II. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」</u> 化学兵器禁止法においては、化学兵器に関連する合計43種類の毒性物質、原料物質をはじめとする化学物質や生産施設について、国内約500事業者からの届出データを化学兵器禁止機関(OPCW)に申告し、これに基づいて行われる国際査察に立会いを実施する等、化学兵器の開発、生産、保有、使用等の完全かつ効果的な禁止を実現している。また、国民保護法に基づく経済産業省国民保護計画を策定し、化学プラントを含む危険物質取扱所に係る武力攻撃災害の発生又は拡大の防止のための体制を整備するとともに、国内約60の事業所について、緊急事態におけるプラントの緊急停止命令等を円滑に実施するための連絡体制を整備している。 <u>III. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」</u> モントリオール議定書の国際スケジュールに則ったオゾン層破壊物質の段階的削減・全廃を順調に実施している。また、代替フロン等3ガスについても、2006年の排出量を16.6百万t-CO₂に削減(基準年比-34.6百万t-CO₂)している。 《効率性》 各分野とも規制法に基づく措置をその根幹としているが、各分野とも、合理的な規制の追求(化学物質におけるハザードベースからリスクベースへの転換、化学兵器における民生用途の大小に基づく合理的管理等)とともに、単に規制措置だけではない事業者の自主的な対応促進も併せて展開している。 なお、化学物質管理分野においては、更なる民間及び行政コスト低減に向けた制度改正を検討しており、効率性の高い合理的制度体系

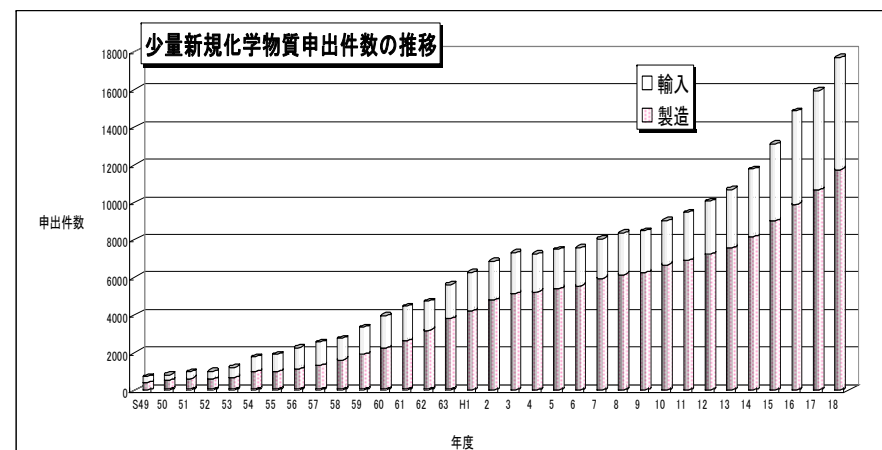
	への不断の努力を進めているところ。
関連する閣議決定や施政方針演説等における位置付け	<u>I. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」</u> 「第三次環境基本計画(平成18年4月閣議決定)」において、10ある重点分野の一つとして「化学物質の環境リスクの低減」が位置付けられている。また、「第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)」においても、個別政策目標の一つとして「環境と経済の好循環に貢献する化学物質のリスク・安全管理の実現」が掲げられている。 上記以外にも、WSSD合意、OECD化学品合同会合における国際協調、残留性有機汚染物質規制条約(POPs条約)、有害化学物質輸出入通報条約(PIC条約)といった国際合意事項が政策決定の背景にある。 <u>II. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」</u> 化学兵器禁止条約において、加盟各国は、産業検証制度(申告・査察)の国内実施や化学兵器の原料となる化学物質の拡散防止措置を講じることを義務付けられている。また、「国民の保護に関する基本指針」(平成17年3月閣議決定)において、化学テロや化学プラントを含む危険物質取扱所に係る武力攻撃災害について、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画の作成の基準となる事項について示されている。 <u>III. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」</u> オゾン層保護については、モントリオール議定書等において、オゾン層破壊物質の生産量等の段階的削減等を実施することとされている。また、地球温暖化対策については、京都議定書目標達成計画において、代替フロン等3ガスの排出抑制の義務がある。さらに、フロン回収破壊法改正時の附則において、広報活動等を強化すべき旨整理されている。
中間・事後評価の時期	平成19年度
施策に対するユーザーや有識者の意見	<u>I. (狭義の)化学物質管理分野「安全・安心の担保とイノベーションの促進を両立する化学物質の適正な管理の実現」</u> 産業構造審議会化学物質政策基本問題小委員会においては、「今後の化学物質政策に関し、ハザードベースからリスクベースへの転換を更に図るべき」「他国制度との整合性を勘案しつつ、産業政策的な観点も踏まえ、戦略的に方策を検討すべき」等の意見が出されている。また、昨年3月の総合科学技術会議における環境分野の分野別推進戦略においては、「新規の物質・技術に対する予見的リスク評価管理」

	や「国際間協力の枠組みに対応する評価管理」について、国が戦略的に研究開発を推進すべきとの意見が出されている。 Ⅱ. 化学物質危機管理分野「国民の安全・安心を確保するための化学物質に関する危機管理対策の実施」 一昨年度行った個別企業との意見交換(約30企業+1業界団体)では、「国は整合のとれた危機管理体制を整備すべき」「国と企業との連絡体制の強化が必要」といった意見が出されている。 Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進(再掲)「地球温暖化対策等に向けたフロンの排出抑制等の推進」 昨年1月に纏められた産業構造審議会地球温暖化防止対策小委員会フロン回収・破壊WGにて、「フロン回収破壊に係る制度見直しに当たっては、関係者が多数に上ることから、改正制度の周知普及を強化すべき」といった意見が出されている。また、本年8月に開催された中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合(第21回)にて、「代替フロン等3ガス対策について良い結果が出ているのは、大変な努力・費用負担を積み重ねた結果である」といった意見が出されている。
--	--

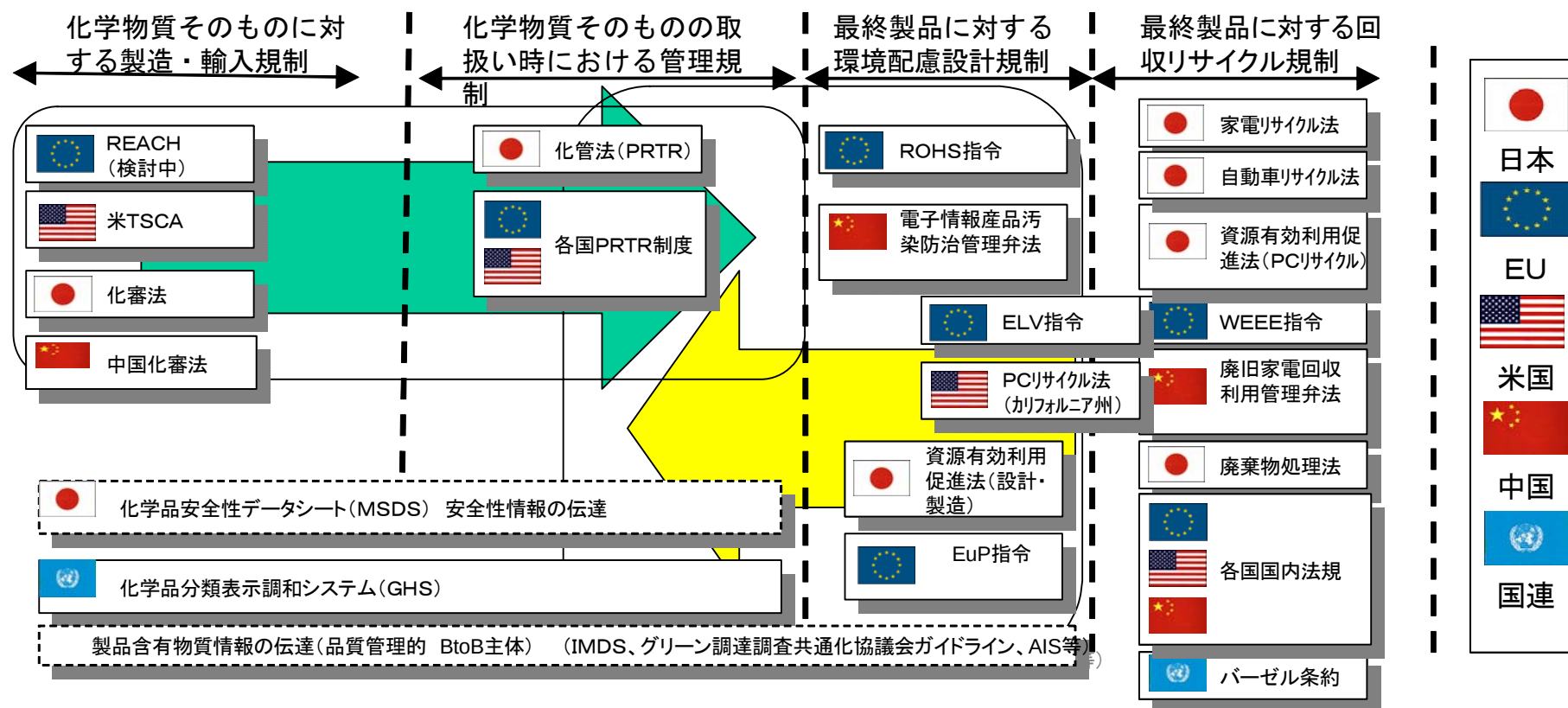
【備考】

- 化審法少量新規届出データからは、近年、電子工業材料等次世代の産業の基盤材料としての新規化学物質の開発が増大している傾向が見受けられる。
- これを受け、その届出件数は、増大の一途となっており、平成18年度においては約1万8千件に迫る状況となっている(特許と同様、審査する側の専門性・質の問題、量をこなす体制の問題にも直面)。

平成18年度少量新規化学物質の用途別分類	(%)	件数
電子工業材料(半導体)	14.8	2619
液晶・液晶材料	12.0	2117
香料・香料中間体	5.3	932
合成樹脂	4.8	856
医薬品中間体(輸出用)	4.6	817
ポリマー原料(モノマー)	4.6	813
顔料・塗料・インキ	4.0	701
写真感光材料	3.9	688
染料	3.6	642
感光性樹脂	3.4	608
その他	39.0	6894
合計	100.0	17687



- 従前、化学物質規制等の各国規制は、各国の実状に合わせ、逐次導入が進められたところ。
- 更には、グローバル化の進展により、ブツに係る他国の環境規制が世界市場に与える影響も顕在化しつつあり、(規制・ルール面での) 我が国内外の市場環境整備という観点からも、規制の在り方を考える時期になりつつある (国際的なサプライチェーン間のシステムの整合性)。
- 一方、OECD におけるデータ収集における協力や GHS による化学物質情報に係る調和の推進により、データ項目等の整合性を促進する動きが加速化。



19. 化学物質管理

施策目標を実現するための具体的措置											
【予算措置（研究開発事業を除く）】											
事業名	会計名	再掲 (施策)	新規 継続	補助 委託 等	開始 年度	終了 年度	18年度 予算額 (億円)	18年度 執行額 (億円)	19年度 予算額 (億円)	20年度 要求額 (億円)	事業概要
I. (狭義の)化学物質管理分野											
(1)化学物質有害性・ リスク評価基盤整備	一般会計	-	継続	委託	H12	H22	4.9	4.7	4.9	4.0	化学物質の適正な管理を促進するため、化学物質の有害性に関する知見や有害性評価・リスク評価のための手法等、化学物質の有害性・リスク評価に向けた基盤整備に必要となる事業を実施。
(2)化学物質規制対 策事業	一般会計	-	継続	委託	H12	-	3.3	3.1	3.2	2.8	化学物質審査規制法の円滑な施行を行うとともに、化学物質管理に係る国際協調の取決めに着実にやっていくため、特定化学物質含有製品に係る調査や、国際共同安全性評価等を実施。
(3)化学物質総合管 理対策	一般会計	-	継続	委託	H11	-	2.3	2.1	2.3	2.0	化学物質の総合管理を推進するため、化学物質排出把握管理促進法(化管法)関連調査、化学物質評価・管理に係る国内外調査、化学物質排出量等データ分析事業及びGHS対応物質指定に関する調査事業等を実施する。
(4)経済協力開発機 構環境政策委員会 化学品プロジェクト分 担金	一般会計	-	継続	分担金	H10	-	0.1	0.1	0.1	0.1	OECD 化学品合同会合が実施している各種プロジェクト(化学物質の安全性試験の技術的基準であるテストガイドラインや試験データの信頼性を確保するための優良試験所基準(GLP)等の策定等)の活動に対する分担金
(5)国際貿易の対象 となる特定の有害な 化学物質及び駆除 剤についての事前 のかつ情報に基づく 同意の手続に関する ロッテルダム条約事務 局経費分担金	一般会計	-	継続	分担金	H17	-	0.1	0.1	0.1	0.1	ロッテルダム条約事務局が行う、締約国の輸入意思の回付手続、条約対象物質の追加又は削除手続、条約対象化学物質に関する情報交換の促進等の事務局経費に係る分担金
(6)残留性有機汚染 物質に関するストック ホルム条約(POPs 条約) 事務局経費分担金	一般会計	-	継続	分担金	H18	-	0.2	0.2	0.2	0.2	ストックホルム事務局が行う、条約対象物質の追加又は削除に係る諸手続、追加化学物質検討に係る諸手続等の事務局経費に係る分担金

(7)経済協力開発機構環境政策委員会化学品プロジェクト拠出金	一般会計	-	継続	拠出金	H18	-	0.2	0.2	0.3	0.3	OECD が取り組むナノ粒子安全性問題を検討する活動に対する拠出金
(8)石油精製物質適正評価調査委託費	エネルギー需給勘定	○ (石油・天然ガス・石炭の安定供給確保)	継続	委託	H15	H21	5.4	5.1	3.8	3.4	石油精製物質等の適切な管理に資するため、石油精製物質等の生殖毒性、変異原性の閾値の情報を調査するとともに、それらの有害性の情報を明らかにし、必要な知見を収集する。
Ⅱ. 化学物質危機管理分野											
(9)化学兵器禁止条約産業検証関連調査	一般会計	-	継続	委託	H2	-	0.3	0.3	0.3	0.3	化学兵器禁止条約の産業検証制度に適切に対応するため、化学兵器禁止機関の検証情報システムや分析データベースの構築等に資する調査研究を実施。
(10)化学物質危機管理対策事業	一般会計	-	継続	委託	H19	H21	-	-	0.4	0.4	テロなどを想定した化学プラントと地方行政機関との協力連携、情報共有等による危機管理体制について、国内外の具体例等を調査し、ガイドライン等を策定。
Ⅲ. フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策事業の推進(再掲)											
(11)業務用冷凍空調機器等フロン類回収等推進事業	一般会計	○ (温暖化対策)	終了	委託	H17	H19	0.8	0.8	0.8		平成 18 年 6 月に改正されたフロン回収破壊法において、整備時のフロン類回収の義務化、管理票制度の導入、フロン類引渡受託者の位置づけ等、制度が大幅に見直されたことから、法改正に係る関係者への普及啓発事業等を実施。 (フロン対策調査等事業に一本化)
(12)フロン等排出抑制関連調査	一般会計	○ (温暖化対策)	終了	委託	H14	H19	0.5	0.5	0.4		地球温暖化防止施策及びオゾン層保護施策を実施するため、フロン等に係る内外技術・海外法制動向の調査や我が国の代替フロン等 3 ガスの排出量の調査等を実施。
(13)代替フロンの導入・排出抑制に係る途上国支援検討調査	一般会計	○ (温暖化対策)	終了	委託	H14	H19	0.1	0.1	0.1		途上国のフロン削減・全廃支援を目的とするモントリオール多数国間基金を利用した二国間支援を実施するための具体的なプロジェクト候補発掘調査や、代替フロン等 3 ガス分野における CDM プロジェクト発掘の調査を実施。 (フロン対策調査等事業に一本化)
(14)代替フロン等 3 ガス排出抑制促進事業	一般会計	○ (温暖化対策)	終了	委託	H15	H19	0.3	0.3	0.2		国民生活や企業活動で広範に利用されている代替フロン等 3 ガスの使用実態、地球温暖化等への影響、代替製品等の利用について、排出抑制の促進に係る事業を実施。
(15)フロン対策調査等事業	一般会計	○ (温暖化対策)	新規	委託	H20	H24	-	-	-	1.4	気候変動枠組条約に基づく代替フロン等 3 ガスにかかるインベントリ調査等を実施する。主要各国の排出量推計方法等の把握、国内外の技術・法制にかかる動向調査を通して、次期枠組交渉

											及びその実施、モントリオール条約の修正・改正交渉等における的確な対処に資するデータを得る。モントリオール多数国基金への拠出金を利用した二国間支援実施のための発掘調査等を実施するとともに、我が国の取組の海外発信を行う。加えて、改正フロン回収・破壊法の普及啓発等を行う。
【予算措置（研究開発事業）】											
事業名	会計名	再掲 (施策)	新規 継続	補助 委託 等	開始 年度	終了 年度	18年度 予算額 (億円)	18年度 執行額 (億円)	19年度 予算額 (億円)	20年度 要求額 (億円)	事業概要
化学物質総合管理評価プログラム[(1)～(6)]											
(1)化学物質の最適管理をめざすリスクレドオフ解析手法の開発	一般会計	-	継続	交付金	H19	H23	-	-	NEDO 交付金	NEDO 交付金	化学物質のライフサイクルに応じたあらゆる暴露を考慮した環境動態解析の実現のため、ESD(Emission Scenario Document)ベースの排出量推計手法、室内暴露評価手法等を開発するとともに、事業者等における代替物質の選択の際のリスク相互比較が可能となるリスクレドオフ解析の実現のため、同じ用途の化学物質群ごとのリスク評価手法、社会経済分析手法等を開発。
(2)構造活性相関手法による有害性評価手法開発	一般会計	-	継続	交付金	H19	H23	-	-	NEDO 交付金	NEDO 交付金	化学物質のリスク評価を実施する上で必要不可欠な有害性評価について、従来の動物実験を用いた反復投与毒性試験に替わり、究極の代替法の一つである化学物質の構造情報等から有害性を計算機上で予測評価する構造活性相関手法による有害性評価手法を開発。
(3)石油精製物質等簡易有害性評価手法開発	エネルギー 需給勘定	○ (石油・天然ガス・石炭の安定供給確保)	継続	交付金	H18	H22	NEDO 交付金	NEDO 交付金	NEDO 交付金	NEDO 交付金	石油製品の開発過程での毒性反応のいち早い検知、予測による効率的な開発に寄与する簡易有害性評価手法の確立を目指し、発がん性、免疫毒性、催奇形性予測 vitro 試験手法等を開発。
(4)ナノ粒子の特性評価手法開発	一般会計	○ (ものづくり産業振興)	継続	交付金	H18	H22	NEDO 交付金	NEDO 交付金	NEDO 交付金	NEDO 交付金	ナノ粒子の生体試料中及び環境中での測定技術の確立、生体影響評価手法、暴露評価手法及びリスク評価手法を開発するとともに、ナノ粒子によるリスク不安に対処するリスク管理手法を開発。
(5)有害化学物質リスク削減基盤技術研究開発	一般会計	○ (環境経営・競争力の強化)	継続	交付金	H16	H20	NEDO 交付金	NEDO 交付金	NEDO 交付金	NEDO 交付金	人の健康や生態系のリスクを及ぼすおそれのある有害化学物質について、効率的にリスク削減が可能となる回収、無害化、代替プロセス等に関する実用化基盤技術を開発。

(6)アスベスト含有建材等回収・処理等技術開発事業	一般会計	-	継続	交付金	H19	H21	-	-	NEDO交付金	NEDO交付金	今後大量の排出が予想されるアスベスト含有建材の廃棄物等を対象として、アスベスト含有状況について簡易且つ確実な探知、分析技術、安全性、信頼性の高い回収、処理の技術、回収されたアスベスト含有建材廃棄物の無害化・再資源化の技術について基盤技術の開発を行う。	
地球温暖化防止新技術プログラム(再掲)(脱フロン等対策技術分野[(7)~(8)])												
(7)ノンフロン型省エネ冷凍空調システム開発プロジェクト	エネルギー需給勘定	○ (温暖化対策)	継続	交付金	H17	H21	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	NEDO交付金	温室効果ガスの排出削減を図るため、総合的にエネルギー効率の高いノンフロン型省エネ冷凍空調システムの開発を実施。	
(8)革新的ノンフロン系断熱材技術開発プロジェクト	エネルギー需給勘定	○ (温暖化対策)	継続	交付金	H19	H23	-	-	NEDO交付金	NEDO交付金	断熱性能等に優れた革新的なノンフロン系の高性能断熱材を開発。また、ノンフロン断熱材の早急な普及を行うための実用化技術を開発。	
【政策金融・産投出資】												
政策金融名	金融機関	再掲 (施策)	新規継続 拡充	創設 年度	融資 割合 (%)	貸付対象	融資 限度額 (億円)	貸付 利率	貸付 期間	貸付 実績 (件) (億円)	20年度 貸付 見込額 (億円)	概要・要求理由
化学物質総合管理促進	日本政策投資銀行	-	継続	H11	40%	国の指針に基づき、化学物質の管理体制を整備した事業所が実施するものであって、当該化学物質の自主的な管理計画を達成するために必要と認められる事業。	-	政策金利 I	-	23件 118.65億円 (H11～18年度)	10 (上期)	化管法に基づく化学物質管理指針に沿って事業者が化学物質の管理体制を整備し、化学物質の自主的な管理を促進する取組に対する融資制度
オゾン層保護・HFC等地球温暖化対策事業	日本政策投資銀行	○ (温暖化対策)	継続	S63	40%	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律に規定する特定物質の排出抑制対策及びHFC、PFC、SF6の排出抑制対策に資する事業		政策金利 I (利子補給を受けるものについては一部政		23件 30.90億円 (S63～H18年度)	5 (上期)	モントリオール議定書等に基づくオゾン層破壊物質の生産等の規制への取組及び京都議定書に基づく代替フロン等3ガスの産業界の自主的な取組の促進に対する融資制度

								策金 利Ⅱ)				
【法令・ガイドライン等】												
関連する法令・ガイドライン等名						法令・ガイドライン等の概要						
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律						化学物質の適正な自主管理を促進するべく、事業者によりPRTR制度(Pollutant Release and Transfer Register)や化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供制度(MSDS(Material Safety Data Sheet:化学物質等安全データシート))等を規定。						
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律						難分解性の性状を有し、かつ人の健康や動植物の生息・生育に支障を生ずるおそれがある化学物質による環境汚染を防止するべく、製造・輸入される新規化学物質の事前審査制度や、長期毒性を有する化学物質等の製造・使用等規制等を規定。						
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律						化学兵器の拡散等を防止するべく、化学兵器の生産及び使用の禁止措置等を規定。						
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律						オゾン層を保護するべく、オゾン層破壊物質である特定フロン等の製造、輸入を段階的に削減、廃止する措置を規定。						
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律						フロン類の回収及び破壊を行うべく、業務用冷凍空調機器の廃棄時等における回収・破壊措置を規定。						
【審議会等】												
審議会等名						関連する検討内容						
産業構造審議会化学・バイオ部会(化学物質政策基本問題小委員会、リスク管理小委員会、地球温暖化防止対策小委員会等)						化学物質管理政策に関する重要事項を審議。 直近では、化学物質政策基本問題小委員会において、我々の社会・暮らしに不可欠な「化学物質」の安全・安心の確保と、国内外の経済社会の持続可能な発展を目的に、更なる安全・安心の追求、国際的調和への対応、合理的な規制体系の追求、新規化学物質開発に係るイノベーションの加速化等の観点から、化学物質政策の今後の在るべき姿についての論点整理を実施。2006年12月に中間とりまとめが行われた。また、同小委員会において、見直し時期を迎えている化管法の具体的な見直し内容について、本年2月から審議され、6月に中間とりまとめが行われた。						
化学物質審議会(審査部会、安全対策部会等)						化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第41条の規定に基づき、同法第4条第1項若しくは第2項の判定、第24条第1項の指示、同条第2項の判定、又は第26条第4項の認定に際して、その権限に属せられた事項の処理に関すること。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第18条の規定に基づき、同法第2条第2項又は第3項の政令の制定又は改正の立案に際して、その権限に属せられた事項の処理に関することを審議。						
【独立行政法人等】												
独立行政法人名						関連する業務概要						
独立行政法人製品評価技術基盤機構						化学物質に関する科学的知見や法令・国際ルールに基づいた技術・情報面からのサポートを実施。						
独立行政法人産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター						化学物質の暴露評価、毒性評価、新規リスクの探索手法、リスク評価手法、リスク管理のための社会経済的な評価手法の研究開発を実施。						
【実施体制】												
施策に関連する主な課室				関連する業務概要				当該業務の実施体制			関連する機構定員要求概	

			要
製造産業局化学物質管理課	化学物質の管理に関する経済産業省所掌に係る事務に関する事務	化学物質管理課長、化学物質管理企画官他12人	化学物質リスク評価企画官を新規要求。
製造産業局化学物質管理課化学物質安全室	化審法の施行に関する事務	化学物質安全室長他11人	なし。
製造産業局化学物質管理課化学兵器・麻薬原料等規制対策室	化学兵器禁止法の施行に関する事務及び経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関する事務	化学兵器・麻薬原料等規制対策室長他6人	なし。
製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室	オゾン層保護法の施行に関する事務及びオゾン層保護法に規定する特定物質の国際規制に関する事務並びにフロン回収破壊法の施行に関する事務並びにHFC等の排出抑制及び使用の合理化に関する事務	オゾン層保護等推進室長他10人	なし。
製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室	化学物質のリスク評価に関する事務	リスク評価室長他14人	なし。
製造産業局ナノテクノロジー戦略推進室	ナノテクノロジーの推進に関する事務	ナノテクノロジー推進室長他2名	なし。
製造産業局住宅産業窯業建材課	住宅産業及び窯業建材の産業に関する事務	住宅産業窯業建材課長、住宅産業窯業建材企画官他25人	なし。
産業技術環境局環境政策課環境指導室	経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する調査及び指導に関する事務	環境指導室長外3人	なし。